

平成21年11月4日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

社団法人 信託協会

**「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等
に関する意見について**

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

「特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について」(2-4)
受益者の要件として「従業員持株会の参加者(定年退職又は会社の都合による退職により当該従業員持株会を退会した者を含む)」について、

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令改正時のパブリックコメント結果(平成21年9月9日 項番29~31)において、定義府令第16条第1項第7号の2に規定するいわゆる信託型ESOPにかかる利益が帰属する者の範囲の解釈に関し、「一般的には、スキームの期間中の退職・死亡等により対象従業員でなくなった者やその相続人」との考え方が示されていることから、「従業員持株会の参加者」の範囲についても同様との理解でよいか。

当該制度は従業員が任意で参加できる従業員持株会を前提とした福利厚生制度を拡充するものであることから、当該制度の導入後も引き続き、会員が従業員持株会から自由に退会できることを前提とするべきであると考えます。よって、自己都合退職者も一人受益者とされる従業員持株会の対象に含めて頂きたい。

仮に、自己都合退職者が含まれない場合には、会社都合退職者と自己都合退職者を区別することは困難と思われることや、自己都合退職者であっても加入実績等に応じて受益者となるべき者が存在すると考えられることから、少なくとも信託契約時において従業員持株会の会員であった自己都合退職者については受益者に含めて頂きたい。

仮に、「従業員持株会を一人受益者として取り扱うことができる」場合の参加者の要件から自己都合退職者が除外される場合には、本ガイドライン2-3の50名又は500名の計算において、自己都合退職者は一人受益者とされる従業員持株会とは別途計算する取扱いとされるのみであり、2-4の ~ の要件を満たす場合には、従業員持株会の参加者を一人として取扱うことは否定されないとの理解でよいか。

以上